

1. エネルギー供給構造高度化法について

(1) 目的

エネルギー政策基本法の3Eの同時達成に向けて、エネルギー供給構造の高度化を図る（**エネルギー安定供給体制の構築、低炭素社会の実現**）

(2) 法律の内容（3月10日 国会提出）

① 非化石エネルギーの開発および導入の促進に関する法律

石油依存度の低減のみを目的とした代エネ法の実質廃止

「石油代替」概念を撤廃し、非化石エネルギーの導入促進を規定

② エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律

・非化石エネルギー源の利用促進（バイオ燃料、バイオガス、太陽光、原子力等）

・化石エネルギーの有効利用の促進

2. 新法施行にあたっての石油業界の考え方

(1) エネルギーの特性に応じた供給構造の高度化

- 2030年も石油は一次エネルギーの約4割を占める基幹エネルギー
- 石油残渣などの高度化利用技術の開発・普及
- 経済性・利便性の優れた石油の有効活用の促進

(2) エネルギー産業の競争力強化

- 民間事業者の創意工夫と自主性の尊重（規制のみに拠らない誘導的措置）
- リスクの高い事業への取り組みに対する国による継続的な支援の実施
- 情勢変化に応じて方向性を柔軟に見直すこと

(3) エネルギー間の公平性の確保

- 各エネルギーの特性に応じた効率性、合理性に基づくベストミックスの達成
- 税や政府の支援措置などエネルギー間の公平性を実現すること

現行の石油石炭税について

	税率	熱量当り税負担 (円/10 ⁶ kcal)	比率
石油	2,040円/kl	223円	100
LNG	1,080円/t	83円	37
LPG	1,080円/t	90円	40
石炭	700円/t	110円	49